

平成17年11月17日  
法 務 省

## 「検討のための会」のあり方について

### 1 について

犯罪被害者等基本法によれば、犯罪被害者等施策推進会議は、「犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。」(第24条第2項第1号)及び「前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。」(同項第2号)が所掌事務とされており、推進会議が直接その役割を担うべきであること、また、3つの「検討のための会」がそれぞれの任務にしたがい、同時並行的に検討を進めるべきであるところ、推進会議の下に、仮に束ね機関を設けた場合、「検討のための会」から推進会議と束ね機関の双方に報告義務が生じることとなり、迅速な調査・審議の妨げになりかねないため、推進会議が直接検討状況の総合的な監視を行うべきと考える。

### 2 について

「検討のための会」は、犯罪被害者等施策の中で、特に多数の重要な事項についての調査・審議が必要となるため、行政機関の職員は「局長(又は審議官)級」とし、その他の会については「課長級」とするのが適当と考える。

なお、それぞれの会に入るべき有識者構成員については以下のとおりと考える。

#### 検討のための会

- ・ 社会保障・福祉制度全般に精通した学者その他の民間有識者
- ・ 経済・財政に精通した学者その他の民間有識者
- ・ 犯罪被害者等のサポートに精通した者

#### 検討のための会

- ・ 犯罪被害者等に対する情報提供に精通した者

#### 検討のための会

- ・ 民間支援団体の実情に詳しい者

### 3 について

検討すべき事項は、内閣府作成の検討事項一覧のとおりと考えるが、それぞれの「検討のための会」において、それぞれの検討事項に応じた検討スケジュールを作成し、迅速かつ計画的な調査・審議を行うべきものとする。